

平成二十一年二月二十四日受領  
答弁第一二二八号

内閣衆質一七一第一二八号

平成二十一年二月二十四日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣  
河村 建夫

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア日本国大使館及び大使公邸に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア日本国大使館及び大使公邸に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

在ロシア日本国大使館の旧事務所及び大使公邸の取扱いについては、平成十九年三月三十日に予定されていた在ロシア日本国大使館の移転以前より先方と協議してきており、現在も鋭意協議している。協議は、旧事務所の一部建物及び大使公邸の取扱いなどもあり、完了していないが、協議内容についてこれ以上明らかにすることは、先方との関係もあり、差し控えたい。

三及び四について

お尋ねについては、従来からの大使公邸を使用している。

また、お尋ねの在ロシア日本国大使館の旧事務所の建物及び大使公邸に係る賃借料については支払を行っているが、先の答弁書（平成十九年四月六日内閣衆質一六六第一四七号）二及び三についてでお答えしたとおり、賃借料は一体契約となっており、不可分であるため、大使公邸のみの賃借料を個別に示すことは不可能である。

五について

先の答弁書（平成十九年三月二十三日内閣衆質一六六第一二二二号）五についてでお答えしたとおりである。